

平成30年度第5回白井市指定管理者選定審査会

- 1 開催日時 平成30年9月26日（木）午後1時30分から午後4時30分
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎3階 会議室301
- 3 出席者 岡東会長、松山副会長、山崎委員、岡村委員、清水委員、伊藤委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 行政経営改革課 高山課長、元田主査補、佐藤主任主事
生涯学習課 石戸課長、岩立主査補
子育て支援課 山本主査
- 6 申請団体 合同会社しろい光夢迪（3名）
- 7 傍聴者 なし（非公開）
- 8 議題 議題1 白井市桜台センター指定管理者の候補者の選定について
議題2 白井市西白井複合センター指定管理者の候補者の選定結果（答申案）の決定について
議題3 白井市桜台センター指定管理者の候補者の選定結果（答申案）の決定について

9 議 事

●事務局

それでは、ただいまより平成30年度第5回指定管理者選定審査会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日のスケジュールは、次第に基づき3つの議題について審議し、午後4時半の終了を予定しております。

会議は、審査に関する情報のため非公開であり、また、過半数の委員出席により会議が成立していることをご報告いたします。本日の資料を確認いたします。（資料確認）

それでは、会長から開会に当たりましてご挨拶をお願いいたします。

●会長

皆様、こんにちは。今日で5回目の審査になります。大分審査も慣れてこられたと思われます。審査は本件と、12月に予定された1件ですか。それを含めてあと2件でございますので、スムーズに行くことを期待しております。早速、事務局から話を進めていただければと思います。

●事務局

ありがとうございました。それでは、審査に当たり、白井市桜台センターの各施設を所

管している各課担当者のご紹介をいたします。児童館を担当している子育て支援課の山本です。

●子育て支援課

子育て支援課の山本です。よろしく申し上げます。

●事務局

続きまして、公民館及び施設全体を担当している生涯学習課の石戸課長と、担当者の岩立です。

●生涯学習課

石戸です。よろしく申し上げます。

●生涯学習課

生涯学習課の岩立です。よろしくお願ひいたします。

●事務局

よろしくお願ひいたします。

それでは、これより議事進行を会長にお願ひいたしまして、議題に入ります。

●会長

それでは、候補者の選定に当たりまして、施設担当課よりご説明をいただきたいと思ひます。

●生涯学習課

それでは、私、石戸から、白井市桜台センター指定管理者選定審査に関し、説明させていただきます。

まず、施設の設置目的及び概要についてですが、本施設は、平成7年の千葉ニュータウン桜台地区入居に合わせて整備され、公民館、児童館及び出張所からなり、地域の情報の集積や地域コミュニティの形成、各種活動を起こす拠点として、平成6年に設置した施設でございます。構造等につきましては、募集要項のほうをごらんになっていただきますと、1ページになりますが、施設の概要（3）以下の記載のとおりとあります。

管理運営の基本方針は、同じく募集要項の2ページの3、施設の管理運営方針をごらんください。市民のコミュニティ活動や連帯意識を醸成する場として、施設の機能等を有効に活用し、利用に対する柔軟なサービス提供や各種講座の充実、実施などを図ることとしております。

業務内容につきましては、4ページの5になりますが、指定管理者が行う業務をごらんください。主な業務につきましては、公民館、児童館、図書室に関するさまざまな業務のほか、施設の維持管理などとなっております。

指定期間と指定管理料の見込額ですが、4ページの6、指定の期間をごらんください。今回の募集から、指定期間が3年から5年に変更となり、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。指定管理料につきましては、4ページ、7、経費

に関する事項をごらんください。5年間の指定管理料見込額は1億7,182万2,000円と見込んでおります。

続きまして、募集及び選定についてです。募集要項6ページの9、指定管理者の募集及び選定スケジュールをごらんください。募集要項等は7月1日から配付、現地説明会を7月4日に実施し、申請書の受付開始を7月23日からとしたスケジュールで行いました。ここには記載していませんが、もう1回、説明会については7月10日に設けさせていただきました。なお、7月4日に実施した現地説明会に1団体の参加があり、その1団体から今回、申請がございました。7月10日の説明会からの申し込みはございませんでした。

申請者の資格につきましては、5ページの8、応募の資格をごらんください。指定期間中、本施設を安全かつ円滑に管理運営でき、かつ国内に事務所を設置している法人及びその他の団体としております。申請のありました1団体は、白井市に事務所を有しており、申請者資格に該当する団体であることを確認しております。

また、制限事項に関しまして、国税、地方税を滞納している者など8項目の制限事項を設けておりますが、8、応募の資格(2)制限事項に示している項目の該当はなく、また誓約書の提出がなされており、適合していることを確認しております。なお、提出書類については、7ページの11、申請の手続で示しております申請書、事業計画書、収支計算書などの書類におきましては、全て整っております。

今回、申請のありました1団体についてですが、合同会社しろい光夢辿は桜台センターの現在の指定管理者となりますが、指定管理期間において特に大きな問題等もなく、地域実情に合わせ、適切な管理運営をしてきていただいております。

以上のことから、申請のありました合同会社しろい光夢辿について、指定管理者の選定を行うに当たり、白井市公民館の設置及び管理等に関する条例第12条及び白井市児童館の設置及び管理に関する条例第12条の規定により、指定管理者選定審査会の意見を聞きたいため、審査をよろしくお願いいたします。以上で、説明を終わります。

●事務局

ありがとうございました。それでは、今の説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

●委員

平成28年度からの指定管理者もしろい光夢辿ですか。

●生涯学習課

はい、そうです。

●委員

2ページのこの3年間のいわゆる経費というのは、しろい光夢辿がやった結果ということですか。

●生涯学習課

そうです。

●委員

ありがとうございます。

●委員

一つよろしいですか。桜台は印西市と隣り合わせで、円を描くと5割ぐらいこちらに、守備エリアというか、半分ぐらいずつですよね。隣が印西市で何か問題点はありませんか。

●生涯学習課

やはり印西市の方の利用があるというのは、事実上ではあります。ただ、サークル活動を行うに当たり、市民が半数以上いれば、白井市の公民館は使用することができますので、半数は白井市民、半数は印西市民という形でやっているところも多いですね。

●委員

はい、わかりました。

●委員

細かいところですが、ピアノの調律について。業務仕様書などを見たのですが、どこにも記載がありませんでした。年に1回やると聞いていたのですが、その点はいかがでしょうか。

●生涯学習課

視聴覚室で音楽をする団体は多く、やはり音程がずれていると支障が出やすいので、調律は行ってくださいと口頭でお願いはしているところです。その経費を確認したら、毎年に行っているとは言っていたのですが、その辺の経費についてが、今回、申請団体の計画に入っていない。業務仕様書にも書いてなかったもので、その辺どう考えているかというのはあります。

●会長

各委員の方の質問は以上でよろしいでしょうか。それでは、5分間の休憩後、しろい光夢辿の審査に移ります。

(しろい光夢辿 入室)

●事務局

それでは、これより白井市桜台センター指定管理者の候補者の選定に係る審査を開始いたします。審査に当たりまして、事務局から留意事項を申し上げます。

まず、時間ですが、審査は団体からのプレゼンテーションが30分、委員からの質疑が30分、合計60分といたします。プレゼンテーションについては、団体の概要書、事業計画書、収支計算書の順で行い、必ず資料右上のページ番号をおっしゃってから説明をお願いいたします。

審査は事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書等から逸脱したプレゼンテーションは適正な審査ができなくなるため、ご注意願います。

また、事務局がベルを鳴らしましたら終了5分前の合図となります。2回目のベルで30分間経過となり、そこでプレゼンテーションは終了となりますので、あわせてご注意願います。それでは、これより審査を始めます。プレゼンテーションは会議室の時計で、2時20分までといたします。それでは、しろい光夢迪の皆さま、よろしくお願いいたします。

●しろい光夢迪

本日は、ご説明の機会をいただきましてありがとうございます。合同会社しろい光夢迪代表山崎、副代表大田、税理士の上原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、私ども合同会社しろい光夢迪の団体概要からご説明いたします。お手元の資料2ページをごらんください。

合同会社しろい光夢迪は、白井コミュニティセンターの建設準備委員を核としまして、平成22年に設立いたしました。構成メンバーは、地域活動をしている市民、市内事業者などです。現在、しろい光夢迪は、白井市桜台センターと白井市白井コミュニティセンター及び白井児童館の二つの施設の管理運営を行っております。従業員数は、役員を含めまして現在28名、それぞれの資格につきましても、ごらんとおりでございます。補足までに申し上げますと、資格は複数を持っている者がおります。団体概要特記にありますように、私どもは団体の活動を通して千葉県白井市というエリアをさまざまな切り口でアピールし続けているところでございます。

続きまして、事業計画についてご説明いたします。4ページをごらんくださいませ。

市民の平等な利用の確保及びサービスの向上について申し上げます。管理運営の基本方針につきまして、桜台センターの運営に関するコンセプトは、ボーダレス、スポットレス、エンドレス、どなたにも平等に、そして満足することなくサービスをし続けるという、そういう信念が込められております。生涯学習を促進し、子供の健全育成、保護者の子育て支援を行ってまいります。センターは地域の拠点でございます。市民と行政と団体とをコーディネートしながら、我がまち白井を合言葉とし、相互に連携し合いながら、白井市第5次総合計画、快活都市白井のまちづくりに参加協働いたします。白井市をもっと知ってもらうために、子供向き、大人向きの講座などを数多く開催しております。こういったことから郷土愛を育んでいきたいと考えております。

次に、5ページお願いいたします。市民サービスの向上方法につきまして。先ほども申し上げましたように、特定の団体や個人を優先、優遇、または差別することなく、市民の皆さんが平等に利用できる体制を整え、維持してまいります。17時以降は夜間業務ということではなく、開館時間は9時から21時までという、オープンラストの一貫した運営を行います。ですので、夜間の人間も必ずシステムは使えます。お支払いも受けることができます。市民サービスにおいて、これはとても有意義なことではないかと考えております。

6 ページお願いいたします。利用者ニーズの把握方法と対応について。イベントの講座開催時には必ずアンケートを出しております。成人向けには必ずなのですが、お子様向けには、答えられる範囲内のお子様にはアンケートをとっているという状況でございます。また、常時アンケート用紙、お客様の声というものも、皆さんが一番目にする市民ホールに置いてございます。その中で、お客様のニーズなどを集積しております。地域の課題を共有するためには、市のタウンミーティングや市民活動推進委員会などに積極的に参加しております。また、地区社協や青少年相談員、防犯連絡会、PTA、自治会など、地域の方々と相互に協力し合うという機会を必ず持っております。さくセンフェスタには、今、申し上げた全ての団体をご参加くださっております。また、いろいろな情報共有につきましては、朝礼夕礼や全員ミーティングにおいて報告し、全員で確認をとっております。

児童館におきましては、保護者と積極的に会話をし、ニーズや課題を酌み取り、必要があれば関係各所を案内し、紹介・連絡を行っております。子供たちの行動などを見守り、対応が必要な子供には、保護者や学校と連絡をとり合って対応しております。

では、7 ページお願いいたします。7 ページからは、施設の効果的かつ効率的な運営についてでございます。自主事業の実施計画につきまして。5年間のイベント、講座などをここにまとめてございます。講座につきましては、ほとんど既存のものが多いです。注目していただきたいのは主催イベント、協力イベントの部分でございます。地域をキーワードにしたイベントを多々持っております。さくセンフェスタは、桜台センターの利用団体の発表の場ではあるのですが、地域のお祭りという、そういう一面も持っております。また、今年度、地域を盛り上げるために、「なろう！桜台地域サポーター」という講座を行いまして、そこから発生した「地域イズムリズムミックナイト」、これは地域有志の発表や交流の場として新しく設けたイベントでございます。ティーサロン「ちょこっとティータイム」「ケズカフェ」は、地域の方々の交流の場としてたくさんの方にご利用いただいております。協力イベントにつきましては、青少年女性センターが主催しております「白井フェミナスハートプラス」、こちらは白井市で唯一の男女共同参画事業となっております。こちらに協力をいたしております。

また、地域のPTAが主となって始まりました「防災リアル訓練 in 桜台」、こちらにも桜台センターは協力しております。桜台センターを運営するに当たって、地域ということをととても大切なキーワードとして行っております。

では、8 ページをお願いいたします。緊急時の対応につきまして。施設には必ず緊急時対応マニュアルというものを置いております。それと同時に、危機管理マニュアル、防災マニュアルなども皆の目の触れるところに置いてございます。それに沿って、消防訓練または救急救命講習というものを行っています。利用者をいかに安全に避難させるか、避難経路の確認、子供たちは児童館ではだして遊んでおりますので、そのとき、はだして逃げるのはどうなのか、スリッパの準備、Jアラーム時の安全と思われる場所はどこか、そう

いった情報の共有などを日々、職員同士で話し合っております。その対策の一つとして、センター独自の災害用品を備える、オンコール制度の導入、こういったことが有効であると考えております。

余談になりますけれども、昨年11月5日、白井市の総合防災訓練がございまして、シェイクアウト訓練なのですが、そのサイレンを聞いた子供がセンターに駆け込んできたということがありました。訓練だと思って、私どもは訓練のとおり、安全な行動をとるようにその場でしゃがませて、安全であるとみんなで共有しているところまで連れていき、じっと身を守る体制をとらせたのですが、その1分間が終わった後、何でセンターに来たのと子供に聞いてみました。この後遊ぶのと聞いたら、そうではない、今から友達のところ遊びに行くんだよ。じゃあ、何でセンターに来たのと言ったら、音が鳴った、サイレンが怖かった、何があるかわからない、でもセンターに来たら安心だ、そう思ってセンターに来た、子供はそう言いました。子供とセンターの職員との信頼関係が築けているのではないかなと、そのとき、とても思いました。この信頼関係を裏切らないように、もっと精進していかなければいけないなと思った瞬間でございました。このように、市民の安心・安全を守れる場所であることを私どもは努めてまいりたいと思っております。

済みません、横道にずれましたが、では9ページをお願いいたします。9ページ、利用促進の方法について。情報誌さくセン通信は、月1回発行しています。こちらは桜台小学校や中学校に家庭数配布、生徒数配布などして、桜台小学校区は全域に回るように印刷しております。保育園を通して、自治会を通して地域住民の方にも回覧などを行っております。館内掲示やチラシは必ず作成しております。センターの利用案内のリーフレットは独自に作成しまして、入口に設置しております。来館者の方にはそちらをご案内いたしまして、利用方法などを1人ずつにご説明申し上げております。ウェブによる情報発信、ホームページ、ブログ、フェイスブックページなどを使いまして、利用者の方々、または利用されていない方々にもいろいろな情報が行き渡るように工夫してございます。児童館におきましては、児童館だよりを月1回発行しております。

10ページをお願いいたします。10ページにつきましては、利用料金については、以下のとおりでございます。こちらは市の施設利用の見直しに伴いまして、平成30年4月1日から改定いたしました。この金額は、市が言うところの目安となる使用料そのままを使っております。

11ページをお願いいたします。管理・運営経費の削減方法につきましては、以下のとおりでございます。ですが、現在、でき得る限りこのようには考えてはおりますが、状況によってはこの限りではないということだけ申し添えておきたいと思っております。冬の寒い時期に市民ホールの電気をつけて、外を歩く方の安全を確保したり、適正な温度というものは、この夏の異常気象からもわかるように、この温度に設定してくださいというのではなく、危なくない範囲で、皆さんの健康状態を見ながら使っていただきたいと考えております。

運営経費に関してなのですが、経年劣化による修繕費、こちらはことしの夏は次々と空調が壊れていきました。それにより、設備については素人にはわかりかねるのですが、備品につきましては、職員が逐一気をつけておりまして、それによりまして、今回、天井のしみを発見したりとか、よくわからないトイレの水が流れているよというようなところも発見したりもしております。細かなところでは、子供たちの貸し出しゲームなのですが、長持ちするように、人生ゲームの1枚1枚のお金を職員が手作業でパッキングしたりなどをしながら、大切に使用しております。ただ、子供たちの想像力を養うようなカプラとか、そういったドミノなどのおもちゃに関しては、購入をしたりしながら、想像力を育みながらも物を大事にするというところを子供たちにも教えているところでございます。

では、12ページお願いいたします。

類似施設の運営実績につきましては、ごらんとおりでございます。どちらの施設も地域性を考えた運営をしております。同じ白井市内にございまして、白井コミュニティセンターのある地域、桜台センターのある地域では地域性が異なっております。住民の方々の年齢層や職業なども変わっておりますので、それぞれの地域に根ざしたセンター運営を行っております。

13ページお願いいたします。市内での市民活動実績とその活用については、こちらもごらんとおりでございます。どちらも先ほど申し上げましたとおり、地域の方や利用団体との共同で行われているイベントがほとんどでございます。私ども自分たちだけでやっているとは考えておりません。地域の方々と、そういった団体様との協働で、いろいろなことを地道に成し遂げていければと考えております。

では、14ページお願いいたします。施設設備の維持管理につきまして。仕様書に定められた定期清掃などは確実に実施しております。また、それとは別に日常的に職員が清掃を行っております。毎日、朝からまず、清掃から入ります。これによって、設備、備品を長持ちさせることができますし、不良を早期に発見することができます。また、職員が施設への愛着を育てる、そういう面でも発揮しているのではないかなと思っております。職員が日常、どういうことをしているかというのはごらんいただければと思います。

委託業者に関しましては、ほとんどが市内業者になっておりまして、何か起こったときに早急な対応ができるようになっております。

15ページをごらんくださいませ。管理体制、職員の配置、研修計画につきましては、以下のとおりでございます。研修計画は積極的に社内の研修を行いまして、センター運営について必要なことは、基本的には休館日に行いまして、全職員が同じように同じようなサービスが受けられるように、みんなのシフトをやりくりしながら行っております。職員全員には漢検3級、接遇マナー検定3級を必須としておりまして、まず、私どものところに入ってこられた方には、これを必ず受けていただいております。現在、職員ほとんどの者がこれを持っております。持っていないのは、今年度入ってきた者ぐらいです。その他、

外に出て受ける研修も、できる限りの参加を促しております。男女共同参画の学習オーガナイザー研修や人権指導者研修、家庭相談者の研修、新しく入った人には、公民館の初任者研修などをできるだけ積極的に、シフトの許す限り参加をできるように促しております。

では、16 ページお願いいたします。

個人情報保護につきまして。社内研修により、職員一人一人が学んでおります。必ず年に1度は、個人情報に関しては研修を行っております。特に気をつけているところは、就業時に知り得た個人情報を、職員が退社後、退職後、漏らすことのないように、ここは徹底して行っております。お子さんの情報などは、共有の中で結構入ってくるものではございますが、外では漏らさないように、ここはきつくみんなに指導しているところでございます。

では、17 ページお願いいたします。その他、関係法令の遵守につきましては、ごらの法律全てをファイルにとじまして、すぐに取り出して見られるようにキャビネットに保存してございます。この中で新しく入れたのが、その他3番、男女共同参画社会基本法でございます。男女共同参画のイベントに参加することもございまして、このところは外せないものではないかなと思ひまして、今年度からこの基本法を入れてございます。

では、18 ページお願いいたします。その他、特記すべき事項につきましては、ごらんとおりでございます。私どものイベントにチーバ君が来るのは、先ほども申し上げました、光夢辿がいろいろな切り口で白井市をアピールしていく中で行いました、先に飛ぶのですが、39 ページにございます「がんばろう！千葉」応援隊登録や、千葉の家庭・学校・地域応援企業などに登録していることによって、チーバ君が借り入れるというところになっております。その登録書が39 ページ以降、40 ページ、41 ページにございます。「“社員いきいき元気な会社”宣言」をしておりますので、本日つけておりませんが、センターのみんなの名刺や名札にチーバ君をつけることが許されております。

しろい光夢辿の事業計画に関しましては、このあたりでございます。

続きまして、山崎から説明させていただきます。

●しろい光夢辿

続きまして、収支計算書の報告からまいりたいと思います。

ページは19 ページをお開きください。31年度の収支計算書でございます。これに続いて、20、21と5年間に分けて収支計算書を掲載しております。31年度、19ページの1番の1、利用収入の予測なのですが、こちらは月当たり23万3,000円の計算で12カ月ということで計算していきまして、施設管理費等々は当初、白井市商工会会員を通じて入札を行いまして、それ以来、随意で契約をしております。一番下に来ますと、総額が3,623万マイナス収支の分で316万円、トータルが3,307万円ということで、こちら、行政から示されている平成31年度の見込額3,312万6,000円のうち9割を使用してございます。これにつきましては、社員への人件費が主になってございます。また、二十数年たっております

ので、備品機器等の故障・交換等も発生しておりまして、この辺の修繕費等は多目にとってございます。

続いて、20 ページ、平成 32 年度から。こちらは収支報告書の 1 の 1、また月当たり 23 万 7,500 円を見込んで、12 カ月分ということで、収入その他自主事業の収入、また、その他の収入、コピー代や印刷代等で 321 万 5,000 円になります。

支出のほうは以下のとおりでございまして、こちらの修繕費も多目にとってございます。また、光熱費の部分も、部品の故障やガス、電気等の機器の故障・修繕費等で大分お金がかかっております。

続いて、21 ページが 33 年から 35 年で、同じく月当たりが 24 万円の 12 カ月ということで、以下は同じような形で計算してございます。

22 ページから 27 ページ等は、示された人件費内訳表を人数で割って出してございます。

続いて、155 ページの貸借対照表を見ていただきまして、157 ページの損益計算書で、こちらが平成 26 年から 29 年度まで 4 年分を出してございます。当期純利益が平成 29 年度で 47 万 9,691 円という形で出ております。

続きまして、60 ページをお開きいただきまして、事業報告等がずっと出ております。こちらの各 27 年度、28 年度、29 年度と出ておりますので、先ほど説明もございましたようなことでございます。

続いて、予算書に移りたいと思います。105 ページになります。こちらは、しろい光夢迎の 31 年度の収支予算表になります。こちらは桜台センターと白井コミュニティセンターを合わせた計算になりますので、見ていただければと思います。

続きまして、事業計画ということで、会社の運営方針としましては、地域貢献のために会社自体をみんなで立ち上げました。市民の、市民による、市民のための管理運営ということで、先代と平成 23 年に、もう 7 年前になりますが、みんなで合同会社として立ち上げ、今に至っております。今後の展開としましては、課題と施策という形で、109 ページをごらんいただきまして、課題として少子高齢化がございます。高齢者の生きがいくくり、地域による子供の見守りなどを促進するような人づくり、地域づくりを行っていく所存でございます。

ほか、桜台センターでは、地域とより結びつくイベントや講座などを開設、開催、地域の拠点として市民活動や社会教育の場を機会として提供していく。コミュニティセンターはコミュニティセンターの特色を十分生かし、地域の方々と連携した事業展開を行うと。また、職員がさまざまな研修、講習等に参加し、インプットしたものをアウトプットできる環境をつくり、1 人の経験を全職員が共有することを目指してまいりたいと思います。以上でございます。

●会長

どうもありがとうございました。それでは、各委員の方、質問をお願いします。

●委員

教育に関して、白井フェミナスハートプラスというのを、男女共同参画事業として実施しているようですが、具体的にどういう中身なのか教えていただけますか。

●しろい光夢迪

白井フェミナスハートプラスというのは、女性が社会に出て働くにはどのようなパターンがあるか、例えば、自分らしく生きながら、社会にどのように出ていけるかを、今現在、起業をしている先輩ママたちのブースを説明して、それを見ながら、こんな働き方もあるのだなと思っていただくのと同時に、講座を開催しておりまして、そのときに有名な講師の方をお呼びして、心の中から社会に出なきゃという気持ちを育てていくという、そういったイベントでございます。

●委員

主に、女性の社会進出、社会活動を活発化ということですか。

●しろい光夢迪

そうですね、男女共同参画なので、男性の方も来ていただいて、そのあたりのご理解をいただくということも大きいと思います。

●委員

はい、わかりました。

●委員

備品についてなのですが、ピアノの調律について、19ページからの収支計算書のほうに年に1回やるということになっていると思うのですが、そちらのほうは計上されていないのですけれども、どこに入るのでしょうか。

●しろい光夢迪

基本的には、放っておいたら音が悪くなってしまうので、そうならないよう修繕費のほうに入れているのではないかと思います。済みません、一個一個は覚えておりません。あるいはその調律そのものが事業のために必要ということで、事業費のほうに入れているかもしれません。お金は出ているものですから、入っていないということはないはずです。

●委員

ありがとうございます。

●委員

事業報告とか計画見ても、多彩にやられていて、いつも素晴らしいなと思っています。それで、何点か事業の内容についてお聞きしたいのですが、まず、児童館のところに、もっとほっとルーム、いわゆる学習コーチみたいなボランティアの方々が実施しているものですよね。学習支援者はボランティアの方だというふうに、チラシでは読み取れるのですが、どういった方が主に学習支援をされているのでしょうか。

●しろい光夢迪

もっとほっとルームに関しましては、社員、非常勤職員です。最終の見守りだけの日があるのですが、その日が地域のボランティアの方が、子供たちのために来てくださっています。

●委員

第1から第3金曜日に、月3回の見守りということですかね。

●しろい光夢迪

月3回学習支援者が配置で、見守りを入れて月4回となります。

●委員

生徒はどれぐらい来られるものなのですかね。

●しろい光夢迪

学年によって差がございます。今年度は大体、平均で6人から8人だったのですが、それは夏休み前になります。夏になると、学校が終わるのが遅くなりまして、クラブが長くなり、なかなかいらしていただけないです。この後、また夏時間が終わりましたら、桜台に関して言えば、子どもたちが塾に行くまでにセンターに寄って、塾の時間だと言いながら出て行ったりとか、その間に子供たち同士の話し合いをしたりとか、そういう使い方が多いです。基本的に、本当に先生に学びたいという子は、1人ぐらいでしょうか。

●委員

今後も、続けていく計画ですか。

●しろい光夢迪

続けるつもりです。1人でもそういう子がいるのであれば、続けていきたいと考えています。

●委員

はい、わかりました。あと、私も最近スーパーなどへ行くと、外国人の方をよく見かけます。学校にも外国籍の子がいるのではないかと思います。児童館にも外国の子どもはおられますか。

●しろい光夢迪

いらっしゃいます。

●委員

そうですね。そうすると、例えば、無償で日本語を教えるということは何かお考えでしょうか。あるいは外国人の成人の方に関して、日本語を教えるといったようなことは何か今後、お考えの節はございますか。

●しろい光夢迪

お子さんに関して言えば、学校の中で学べます。どちらかというと、大人の方のほうが日本語が難しく、子供たちに頼るみたいなどころが多いのです。その中で日本語をしゃべれるお母さん同士をつないであげたりとかいうことをしています。それによって

子育ては自分だけじゃない、情報をもらえるということをやっているのですが、今現在、困っているのが、お子さんしか日本語がしゃべれなくて、大人の方は日本語が達者ではない、その方々にどうやって話をしたらいいのかというのを考えていたところなのです。国際交流協会の方々にも聞いても、その言語はしゃべれないとおっしゃいまして、では、どこにつながをとればいいのか、保護者の方々が情報をもらえるようにするにはどうすればいいのかというのは、今現在、本当に職員の中で話し合っているところでございます。

●委員

外国人住民に対しては、それぞれの国の料理教室とか、外国人の方が講師をするという企画はよく見られます。

●しろい光夢迪

はい、そういうことはやっております。

●委員

逆に外国人、住民でサポートするという、それは今、模索中というような感じですかね。

●しろい光夢迪

模索中ですね。

●委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

●委員

しろい光夢迪さんは、白井コミュニティセンターの指定管理者の選定審査のときに、1度お会いしていました。その時の申請書よりもすばらしくなっているのですが、何か変わりましたか。

●しろい光夢迪

基本的には一緒です。新しい申請の用紙は、コンパクトに5年分を1ページでと市の仕様書自体で示されていまして。以前は全部やったことを連ねていたもので、ページ数が大分多かったです。

●委員

非常によくできていまして、驚きました。二、三点教えてください。まず、申請書25ページ、人件費だったかな。ここの人件費の合計が、24ページの合計が出ているのですけれども、25ページは合計が出ていなくて。この表は何の表なのかわからないのですよね。

●しろい光夢迪

トータルが出ていない。

●委員

下のトータルはなくて、縦に合計三つありますよね。この三つはどういう意味なのですかね。足すのでもない、引くのでもない。例えば、記載例の下に管理責任者とありますよね。右に来ると36万円ですよ。合計も36万円ですね。

●しろい光夢迪

はい。

●委員

次の合計、12万円ですよね。

●しろい光夢迪

はい。

●委員

次の合計は、16万8,172円、これは、どういう意味なのですか。

●しろい光夢迪

これが示されている、指定管理者募集要項がありまして。

●委員

私はこの申請書を見えています。

●しろい光夢迪

申請書なのですけれども、募集要項に合わせて申請書をつくっています。

●会長

内訳ですね。24ページの内訳になっています。

●委員

24ページの内訳ですね。あと、15ページですね。15ページの管理体制、ここに、募集要項では組織図を要求されているのですよね。組織図を要求されているにもかかわらず、組織図ができていないというのは何か意味ありましたか。

●しろい光夢迪

管理体制のところですか。

●委員

この組織図のところに、職員育成計画、研修計画等について作成し、添付してくださいと書いてあります。様式は任意だからここは不要なのですか。

●会長

様式が任意というだけで、どんな形でも構いませんが、やっぱりこれは必要ですね。

●委員

そうですね。ここは必要だと思ったのですが、できてなかったのも、何か意味があったのかなと。組織図の出てくるような項目が、複数あったような感じがするので。

●しろい光夢迪

申しわけございません。添付漏れです。

●委員

それから、もう1点。これは136ページの後ろ、役員報酬の手当のページについて。ここに、聞きなれない事前確定届出給与というのがあるのですよね。数字の並べてある最初、

一番上が 630 万円の隣に、定期同額 504 万円があって、その右、126 万円。この上、小さい字で事前確定届出給与。多分、賞与のことだと思うのですが、事前に確定しているという届出は、事業年度が始まる前に出していることだと思うのです。ということは、1 年の収支の計算が黒字になって、賞与がとれるという意味だと思うのです。でしたら、1 年前に賞与が計算できるならば、定額給与でもいいのではと疑問を持ったものですから、教えてください。

●しろい光夢迪

まずは一つ目、事前確定届出給与というのは、おっしゃるとおり、ボーナスのことです。役員が基本的にはボーナスが払うことができませんので、税務署に先に手を挙げて、幾らの賞与を何月何日に払いますよということになります。次に、これをいつ決めるのか。事前というのはいつなのかというご質問あったと思います。これは、事業年度の開始前ではなく、役員の、具体的な日付言うと、しろい光夢迪の場合、事業年度は 3 月 31 日で終わります。その 2 カ月後、5 月の後半に株主総会が行われて、そこから役員の任期が始まります。なので、この届出自体は実際のところ、株主総会から 1 カ月以内に行われますので、事業年度始まる前ではないです。

●委員

そういうことですか。

●しろい光夢迪

なので、もうちょっと後になってか、少し固まってきたときに、去年の数字がしっかり固まってきて、来年度はこのぐらいで大丈夫だろうというようなところで、先に出すというところになりますね。事業年度前ではないというところが 2 点目です。

最後に、ここまでわかっているなら、全部、定期同額給与でいいのではないかという、そのお考え、確かにあると思うのですけれども、経緯から説明いたします。先代の方、そのときから役員ではお二人ともあったのですね。そしたら、その方の気持ちとして、ほかの人がボーナスもらうタイミングで、ボーナスがもらえないというのが心苦しくあったというところで、何か制度があって、同じようなタイミングで同じように渡すことできないだろうかということがあったのです。そこで、こういう制度があるので使いませんかというのをそのまま使っているというようなところになります。

●委員

定期同額給与を何かボーナス分と称して、事前給与をわざわざ分けたような感じがしまして。わかりました。ありがとうございました。

●しろい光夢迪

そういったお考えももちろんあるとは思いますが。

●委員

あと、今の質問の追加で、22 ページの右側に法定福利費のその他というのがありますよ

ね。単純なミスだと思うのですが、これと 25 ページのその他の合計が違っている人がいるのですよね。

●しろい光夢迪

わかりました。修正します。

●会長

その他、何かありますか。それでは、私から。37 ページを開いてください。

ここに、第 6 条の細かい詳細のデータがありまして、例えば有限会社ティー・プライズの代表者と大田さんとの関係はどうなのか、その辺の関係わからないのですよね。説明していただけますか。

●しろい光夢迪

まず、一番上の有限会社ティー・プライズなのですから、こちら、前代表の築城みゆきが代表だった会社です。

●しろい光夢迪

私、大田は、築城前代表と P T A で一緒にさせていただきました。

●会長

ティー・プライズという会社の代表者は、どなたですか。

●しろい光夢迪

前代表の築城みゆきの旦那様です。

●会長

あと、4 番目の有限会社ユースとの関係性はいかがですか。

●しろい光夢迪

有限会社ユースは、ダスキン白井支店、河原子店の会社になります。

●会長

法人ですね。

●しろい光夢迪

法人です。合同会社という形で、当初からは会社の数と個人も変わってはいるのですが、どういう形で会社をつくっていくかという先代の思いで、合同会社という形になりまして、もともとはこの有限会社ユースの堀越さんと秋本博嗣さんと先代の築城みゆきが、建設準備委員会で何年も一緒に、地域を盛り立てていこうということで、何年も会議をしてきた中で、先代の築城みゆきが準備委員会の皆さんにお声をかけたそうなのです。その中でユースさん、また、やめた方とかもいるのですが、秋本博嗣さんもメンバーだったので、当初は、秋本さんは梨組合等々で忙しくて入れないので、私、山崎のほうに声がかかってきて、それで私が当初、出資するようになりました。

ここで 120 万にふえているのは、先代の持ち分が、この会社のティー・プライズさんの持ち分はそのまましておいて、誰か引き取ってほしいという旦那様の意向でしたので、私

のほうでお預かりをしたという形になります。

それで、山崎と大田が、光夢迎の事業のほうの経営として各センターに入っておりまして、ほかの2人と2社の方は、運営等には入ってきていません。持ち分で持っていて、何かのお手伝いというときは皆さん寄っていただいて、車を出していただいたり、人的に助けていただいたりしています。

●会長

担当は、山崎さんが白井コミュニティセンターで、大田さんが桜台センターですか。

●しろい光夢迎

はい、そうです。

●会長

合同会社ですから、ガバナンスがきいてないのではないのか、それを心配しています。誰が最終的に意思決定されているのか。

●しろい光夢迎

大事な意思決定は、全員集まったときにやるようにしています。

●会長

法人も全員出ていますか。

●しろい光夢迎

はい、役員会のときには出ています。

●会長

参加状況として、全部全員出ていますか。

●しろい光夢迎

そうですね。

●会長

月に1回ぐらいやっておられるのですか。

●しろい光夢迎

いえ、月に1回はしてないです。

●会長

一つ思ったのは、平成28年3月期のときは配当をしていますね。平成29年と平成30年は配当しておられない。

●しろい光夢迎

平成29年にはしています。

●会長

している。載っていなかったのだけれども、その分だけ役員賞与がお二人はふえているのですよね。

●しろい光夢迎

毎年出ています。

●会長

そうですか。では教えてください。平成 29 年 3 月に利益が相当減っていますから、それで配当原資がないのではないかということです。その理由として、役員賞与がふえていますよね。そのことについて、果たして、株式会社でいうコーポレートガバナンスというのが働いているのかどうか、非常に心配なのです。

●しろい光夢迪

まず、配当自体は出ています。

●会長

まずは配当。

●しろい光夢迪

それは出ています。

●会長

幾らですか。

●しろい光夢迪

同じ金額です。

●会長

平成 28 年 3 月期は、配当金を書いてあるのですよ。平成 29 年 3 月期はどうなのですか。

●しろい光夢迪

申しわけございません。入れ忘れてしまっています。別ページになってしまうのですが、117 ページごらんください。

●会長

合同会社ですから、持ち株数じゃなくて、1 人 1 票ですよ。1 社 6 人で 6 票持っているから、それで意思決定されるということですか。

●しろい光夢迪

はい。

●会長

それで過半数になって、意思決定 3 分の 2 以上ということですから、事実上、ほかの方は、法人の方は白紙委任ですか。

●しろい光夢迪

いえ、出席しています。

●会長

ガバナンスが働くような仕組みになっているかどうか。代表の方が、確かにいろいろな重責を担っておられるのはわかります。結局、そのお二人方で、事実上、役員賞与をとっておられるわけだから。

●しろい光夢迪

役員賞与につきましては、皆さんに確認をしています。

●会長

もちろんそうですけれども、ガバナンスが働いているかどうか。普通の一般の株式会社では、社長決定の権限が強くて、ほかの取締役のことは何も言えない。私が心配しているのは、こういう法的な仕事をやっておられるのは、ガバナンスがちゃんと見える形でできているかどうか、それをぜひ整備していただければと思います。

●しろい光夢迪

そうですね。給与も上がったのは、以前の審査会のときに、これでやっていけるのかと言われたので、そういう話をしたら、では50万ぐらいで、そんなに取れないとなり、これで収まっているような段階です。

●会長

そうですね。

●しろい光夢迪

はい。もっと比重少なかったですけど。

●会長

今回は審査に直接関係ないのかもしれませんが、継続的に白井市の仕事のためにそういう計画があるのであれば、やはりガバナンスが働くような組織をきちんとつくられて、誰がどういう形で意思決定しているのか、要するに役員会の報告みたいなことも書いていただきたい。

●しろい光夢迪

意見としては、社長のほうが大きいですけども、お話としては伝えます。でも本人が口を挟むとうまく回らないから、そっちでやってという形に今はなっています。

●会長

今のところ、少なくとも健全に運営されているような印象がありますので。

●しろい光夢迪

今後、そういう心配があるということ。

●会長

仮に、三つ目の指定管理施設を持つときに。

●しろい光夢迪

それはないですね。

●会長

それはないですかね。

●しろい光夢迪

もう人と、修繕が大変で、毎日のように桜台の業者のほうとやっておりますので。それ

と、人件費が、またここ 10 月で最低賃金も上がって、各社の児童館とか介護施設関係とか福祉のほうは、皆、時給すごく高くなってきている。どうしてもこちらで出せるのが、今、950 円からという形を出しているのですけれども、なかなか集まらないのが現状になっています。

●委員

配当給を支払うと、個人の所得税と法人税とダブルになるので、配当給を欲しい役員さんもいらっしやらないでしょう。

●しろい光夢迪

それでも、みんな振り込んでいます。

●会長

あと、世の中に言われている振り込め詐欺がありますよね。高齢者も結構お見えになるわけでしょう。

●しろい光夢迪

はい。

●会長

そういう方に対して、振り込め詐欺防止とか、今、いわゆる世間的なテーマである、そういうことに対する取り組みはやっておられないのですか。

●しろい光夢迪

講座としてやっております。

●会長

どのような感じですか。

●しろい光夢迪

先月にもやったのですが、消費者講座として寸劇を交えながら、こういうパターン、こういうパターンがあります、来月もまたちょっと違うところを、講師を呼んで同じようなことをしています。

●会長

センター利用者では、振り込め詐欺の被害者はいないのですか。

●しろい光夢迪

センター利用者では聞いていないです。

●しろい光夢迪

ただ、以前、振り込め詐欺に遭った方がいて、警察に電話をして、結果、捕まえられなかったのですけれども、一応、私のほうが表彰を受けました。

●会長

警察がいろいろ言うよりも、皆さんがそういう市民目線で啓発活動をやられたほうが効果あるのかなと思いました。

●しろい光夢迪

そうですね、その辺も地区社協だとか各種地域のボランティアの方たちにも言って、何かあったら、独居の方はすぐ声かけていただいとというような形になります。

●委員

表彰受けたときの写真が今でも掲示してありますよね。

●しろい光夢迪

ありますね。

●会長

ぜひ、警察から表彰状もらえるようにこれからも頑張ってください。

●しろい光夢迪

わかりました。ありがとうございます。

●会長

では、時間になっていますので、これにて審査を終わります。

●事務局

お疲れ様でした。長時間の説明ありがとうございました。

●しろい光夢迪

ありがとうございました。

(しろい光夢迪 退室)

●事務局

それでは、集計結果について、ご説明いたします。

団体の経営状況につきましては、6名合計で39点となり、最低評価基準点以上となっています。サービス等の評価点数は、602.5点となっております。こちら最低評価基準点を達しております。いずれにおいても問題がないということが確認できております。以上です。

●会長

特にご意見なければ、これで結論が出たということになりますね。では、議題3の白井市桜台センター指定管理者の候補者の選定結果についてですが、選定理由は、実績を積み重ねるとともに、利用者からも広く支持されていること。それと、運営のノウハウが豊富であり、これは利用者の増加につながっていること。事業者及び職員が地元主体であり、地元の雇用促進につながっていることですね。

●委員

元気な会社宣言もあります。

●委員

良好な雇用環境ですね。

●委員

これは選定理由の一つですね。

●会長

県から表彰されている。

●委員

県知事賞ですからね。

●委員

住民のニーズを拾い上げて、多彩な自主事業を展開し、新たな事業への意欲もある。

●会長

それでは、これらを踏まえた答申としましょう。続きまして、順番が後になってしまいましたが、議題 2 の白井市西白井複合センター指定管理者の候補者の選定結果について、事務局から説明願います。

●事務局

では、白井市西白井複合センター指定管理者の候補者の選定結果についてご説明します。お手元の資料 2 をご覧ください。前回、委員の皆さまからいただいた意見をまとめたもので、候補者の選定理由等が書かれています。こちらについて、修正等のご意見を願います。

●会長

分かりました。では、こちらについて、委員から何かご意見ありますか。これについては、443.5 点という具体的な点数を削り、最低評価基準点に達しなかったという表現にしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

[異議なし の声あり]

●会長

よろしいでしょうか。では、この答申案で決定いたします。その他の選定理由については、異論ありません。失格になった申請団体については、当然、所管課のほうに、失格の理由について質問があると思います。その辺は忌憚のないところをきちんと説明していただきたいと思います。準備不足を解消していただければ、十分再チャレンジすることは可能ですと。ただ、仮に試行的にやるにしても、お金がないですね。赤字覚悟で実験的な事業をやるのだったらいいのですけど。あの 300 万を使って何かやるのだったら、まだ将来、芽があると思います。

●事務局

分かりました。ありがとうございます。

●会長

では、次回審査会の日程について、事務局から願います。

●事務局

次回の西白井コミュニティプラザの審査会は、前回お話ししたとおり、12月25、26、27日で開催したいと考えておりますが、委員皆様の都合はいかがでしょうか。開催時間などは同じです。

●会長

皆さんいかがですか。26日で大丈夫ですか。では26日にしますか。早いほうがいい。ちなみに、西白井コミュニティプラザの開館は平成31年10月からと聞いていますが、今年の12月にやる必要はあるのですか。

●事務局

指定を受けた団体は、職員の雇用などの準備があるので、今年度中にやらないと厳しいです。平成31年3月議会にかけないと、次は6月になってしまいます。6月末の議会で指定が決まるようだと、10月オープンには3カ月程度しかありません。準備期間の確保ということで、このタイミングで審査会に諮りたいと思います。

●会長

分かりました。それでは、よろしいでしょうか。では、第5回の審査会はこれにて終了とします。次回は、12月26日の予定です。ありがとうございました。